

衆議院法制局試案・重要文化財保護法案要綱について

井上 優
北畑 良太

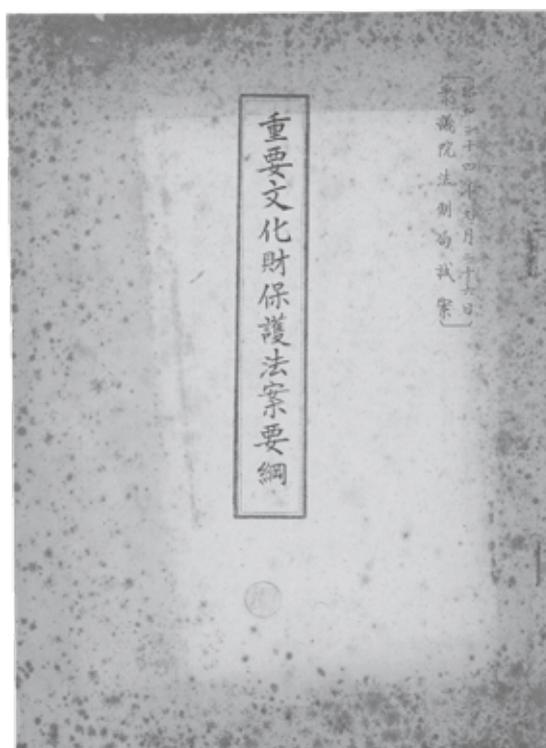
はじめに

滋賀県立琵琶湖文化館（以下、文化館と表記）では現在、令和九年（二〇二七）度の開館をめざし新館の新築着工を目前に控えている。文化館には国宝・重要文化財を含む多くの文化財（一次資料）を収蔵しており、それらの安全な移動に向けて学芸員を中心に怠りなく準備を進めている。

一方で、昭和三十六年（一九六一）の開館以来六〇年以上、前身館からの引き継ぎも含め長年に亘り蓄積されてきた、他館作成の展示図録や研究紀要、調査報告書などの二次資料も多数架蔵している。館では平成二〇年（二〇〇八）の休館を契機に、それらの整理をも積極的に行ってきたが、令和五年度にはさらに、書棚など館内各所に配架された参考図書類や印刷物を調査し、移転に備えて再整理する業務を実施した。

本稿では、かかる調査の過程で見いだされたガリ版刷りの印刷物「重要文化財保護法案要綱」について紹介する。

本資料の存在は令和五年度に公益財団法人滋賀県文化財保護協会の嘱託員として文化館に配属されていた北畑良太が発見し、副館長である筆者に報告されたことで明らかとなった。当該資料の上には、長年何らかの物質が乗せられた状態で平置きされていたと考えられ、紫外線等の影響による「ヤケ」と埃等の堆積による汚損が進んだ形跡が見受けられる。



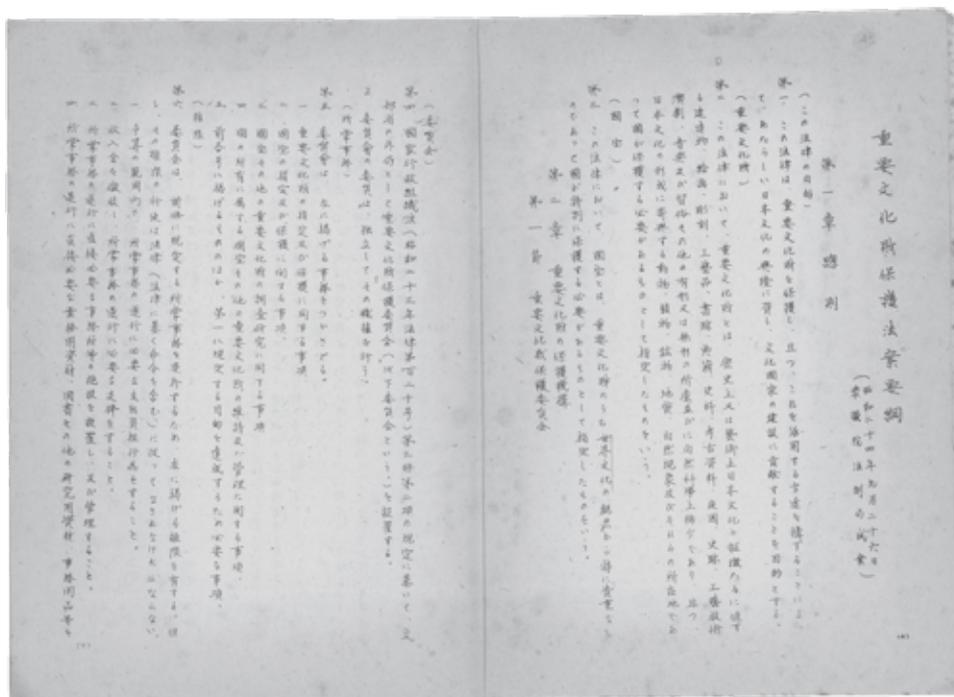
【図1】1949年衆議院法制局作成「重要文化財保護法案要綱」（琵琶湖文化館蔵）の表紙

相当な長期にわたって存在を忘れられ、放置されていたのであろう。

表題（外題）は、表紙の中央に「重要文化財保護法案要綱」と示されており、右肩には「昭和二十四年九月二十六日／衆議院法制局試案」と記している。資料名としては表題を尊重して「重要文化財保護法案要綱」と称することになるが、実のところ「要綱」の名称は資料内容に相応しくない。内容的には日本語で書かれた法律草案の全文そのものであって、

要約版ではなく、制定の基準や指針を定めたとという意味での「要綱」にも当たらない①のである。

文化財保護法の成立過程については、これまで建築学の立場から研究が進められてきた。とくに、境野飛鳥・斎藤英俊・大和智・平賀あまな



【図2】「重要文化財保護法案要綱」の本文見開き
(名称には「要綱」とあるが要約等ではなく、法律草案の全文を示す。)

「GHQ/SCAP文書内の文化財保護法案・法案の分析・考察―文化財保護法の成立過程に関する研究 その1―」(『日本建築学計画系論文集』第七五巻第六四七号、二〇一〇年)では、国立国会図書館憲政資料室が所蔵する「連合国最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)文書」および川崎市立日本民家園所蔵の「大岡實博士文庫書類資料」の中に含まれる英文や日本語文による文化財保護法のさまざまな草案や法案を集成して分析し、考察している。その集成の中には九種の参議院案と一種の衆議院案、そして最終的な法案一種が含まれており、今回紹介する「重要文化財保護法案要綱」は一種しかない衆議院案に相当する。

当該論文が紹介する衆議院案「重要文化財保護法案要綱」は一九四九年九月二六日作成で全八九条の条項からなるということ^②だから、文化館が所蔵するものと同じ資料であると考えてよいだろう。論文での典拠は「大岡資料6-11-71-72」^③と示され、川崎市立日本民家園の「大岡實博士文庫書類資料」架蔵の資料であることがわかる。

ただし当該論文には資料本文の翻刻がないので、条文の具体的な内容を知ることができない。ゆえに今回は全文を翻刻して利用に供し、併せて琵琶湖文化館初代学芸員であった宇野茂樹氏(一九二〇―二〇一八)^④による若干の鉛筆書きの書き込みについても触れながら、文化財保護史の一端を振り返りたいと思う。

一、琵琶湖文化館所蔵の「重要文化財保護法案要綱」概要と翻刻

衆議院法制局作成試案「重要文化財保護法案要綱」の概要について記す。料紙は洋紙で、いわゆる更紙を用いたガリ版印刷本の一冊である。法量は表紙が縦二四・五センチメートル、横一七・六センチメートル、開いた状態で横長三三・八センチメートルを計る。一八紙に両面印刷して三六頁(表紙も頁数に数える)となり、右側の二か所をステープラーで

綴じている。外題は表紙の中央に設けられた子持ち枠の中に大きく「重要文化財保護法案要綱」と示されており、右肩には「昭和二十四年九月二十六日／衆議院法制局試案」と記している。翻刻は以下のとおりである。

(表紙)

昭和二十四年九月二十六日

衆議院法制局試案

重要文化財保護法案要綱 (印「宇野」)

重要文化財保護法案要綱

目次

第一章 総則(第一―第三)

第二章 重要文化財の保護機構

第一節 重要文化財保護委員会(第四―第十三)

第二節 委員会の事務局(第十四―第十七)

第三節 委員会の附属機関(第十八―第二十九)

第四節 委員会の権限の委任(第三十)

第三章 重要文化財の保護措置

第一節 指定(第三十一―第三十五)

第二節 保護

第一款 保存(第三十六―第四十二)

第二款 助成(第四十三―第四十七)

第三款 制限及び禁止(第四十八―第五十二)

第四款 買上(第五十三)

第三節 活用(第五十四―第五十九)

第四節 調査(第六十一―第六十三)

第五節 補則(第六十四―第六十五)

第四章 財政上の特例(第六十六―第六十九)

第五章 罰則(第七十―第七十六)

附則(第七十七―第七十九)

重要文化財保護法案要綱

昭和二十四年九月二十六日

衆議院法制局試案

第一章 総則

(この法律の目的)

第一 この法律は、重要文化財を保護し、且つ、これを活用する方途を講ずることによって、あたらしい日本文化の交流に資し、文化国家の建設に貢献することを目的とする。

(重要文化財)

第二 この法律において、重要文化財とは、歴史上又は芸術上日本文化の証徴たるに値する建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、史料、考古資料、庭園、史跡、工芸技術、演劇、音楽及び習俗その他の有形、又は無形の所産並びに自然科学上稀少であり、且つ、日本文化の形成に寄与する動物、植物、鉱物、地質、自然現象及びそれらの所在地であつて国が保護する必要があるものとして指定したものをいう。

(国宝)

第三 この法律において、国宝とは、重要文化財のうち世界文化の観点から特に貴重なものであつて国が特別に保護する必要があるものとして指定したものをいう。

第二章 重要文化財の保護機構

第一節 重要文化財保護委員会

(委員会)

第四 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基いて、文部省の外局として重要文化財保護委員会（以下委員会という。）を設置する。

2 委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(所掌事務)

第五 委員会は、左に掲げる事務をつかさどる。

一 重要文化財の指定及び保護に関する事項。

二 国宝の指定及び保護に関する事項。

三 国宝その他の重要文化財の調査研究に関する事項。

四 国の所有に属する国宝その他の重要文化財の維持および管理に
関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、第一に規定する目的を達成するため
必要な事項。

(権限)

第六 委員会は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は法律（法律に基く命令を含む）に従ってなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為を
すること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払いをすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管
理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、図書その他の研究用
資材、事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措
置をとること。

十 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十一 委員会の公印を制定すること。

十二 広く利用に供する適当な記録を整備すること。

十三 所掌事務に関する法人を指導及び助成すること。

十四 学術及び芸術に関する調査研究のための海外旅行及び在外留
学を援助すること。

十五 所掌事務に関する国庫支出金及び物資を割り当て、配分する
こと。

十六 所掌事務に関する資材及び設備をあっ旋すること。

十七 所掌事務に関する調査研究の結果を利用に供し、並びに学術
及び芸術に関する調査研究を行う個人若しくは団体に対し、協力
し、援助し、又は調査研究を委託すること。

十八 所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、
及び刊行頒布すること。

十九 学術及び芸術に関する調査研究を行う個人若しくは団体に對
し、報告書その他の資料を提出させ、又はこれらの個人若しくは
団体が資料を収集するための手続及び方式の基準を設定すること。

二十 所掌事務に関する国家的又は国際的関心のある題目について、
会議、研究会、討論会その他の催しを主催すること。

二十一 国宝その他の重要文化財の保護及び活用に関する法令案を
作成すること。

二十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基く命令を含む。）に基き委員会に属しめられた権限。

2 委員会は、その権限の行使に当って、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする。

（委員）

第七 委員会は、五人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格のすぐれた文化行政に関し高い識見を有する者の中から、両議院の同意を経て、文部大臣が任命する。

3 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者。

二 禁以上の刑に処せられた者。

三 日本国憲法又はこの下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に加入している者。

4 委員は、その中の三人以上が同一政党に属する者となることとなつてはならない。

（任期）

第八 委員の任期は二年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任することができる。

3 第一項の規定にかかわらず委員は、国会の開会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、その後最初に召集された国会において両議院の同意を経て文部大臣が委員をあらたに任命するまでの間、なお在任する。

（退職及び罷免）

第九 委員は、第七 第三項各号の一に該当するに至つた場合及び委員中二人が既に所属している政党にあらたに所属した場合においては、当然退職する。

2 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を経て、罷免することができる。

3 文部大臣は、両議院の同意を経て、左に掲げる委員を罷免する。

一 委員中何人も所属していなかつた同一の政党にあらたに三人以上の委員が所属するに至つた場合、これらの者の中二人を越える員数の委員

二 委員中一人が既に所属している政党にあらたに二人以上の委員が所属するに至つた場合、これらの中二人を越える員数の委員
4 国会の閉会又は衆議院の解散のため前二項の規定による両議院の同意を経ることができないときは、その後最初に召集された国会において両議院の承認を求めなければならない。

（費用弁償）

第十 委員には、報酬を支給しない。

2 委員は、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

（委員長）

第十一 委員会に委員長を置き、委員の互選に基き、文部大臣がこれを任命する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときその職務を行う委員をあらかじめ定めておかなければならない。

(会議)

第十二 委員会は、委員長が招集する。但し、最初の委員会は、最年長の委員が招集する。

2 二人以上の委員から請求があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

3 委員会は、三人以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(規則)

第十三 委員会は、この法律の施行に必要な細則その他委員会の職務を行うために必要な事項について重要文化財保護委員会規則（以下委員会規則という。）を定めることができる。

2 委員会規則には、その規定に違反した者に対して一万円以下の過料に処することを定めることができる。

3 委員会規則中公表を要するものは、官報をもって告示する。

第二節 委員会の事務局

(設置)

第十四 委員会に、その所掌事務を遂行するため、国家行政組織法第七條第四項の規定に従い、事務局を置き、事務局に左の二部を置く。

総務部

管理部

(総務部の事務)

第十五 総務部においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員に職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教務及び訓練に関すること。

三 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

四 委員長の公印及び委員会印を管守すること。

五 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

六 経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行い、会計を監査すること。

七 行政財務及び物品を管理すること。

八 報道事務に関すること。

九 印刷物の刊行及び頒布に関すること。

十 法令案の審査に関すること。

十一 所管行政の総合調整に関すること。

十二 委員会及び重要文化財専門審議会の会議の事務に関すること。

十三 渉外事務に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、委員会の所掌事務で、他部の所掌に属さない事務に関すること。

(管理部の事務)

第十六 管理部においては、左の事務をつかさどる。

一 重要文化財及び国宝の指定並びにその解除に関すること。

二 国宝その他の重要文化財の管理責任者に関すること。

三 都道府県の教育委員会への権限委任に関すること。

四 国宝その他の重要文化財の保存、破損防止及び修理等の命令、勧告、助成並びに買上にに関すること。

五 国宝その他の重要文化財の輸出、処分、現状変更等の許可に関すること。

六 国宝その他の重要文化財の出陳、公開、模造に関すること。

七 委員会の所掌事務に関する実地調査その他の調査研究並びにその援助及び委託に関すること。

八 委員会の所掌事務に関する法人の指導及び援助に関すること。

九 国の所有に属する国宝その他の重要文化財の管理に関する事
十 重要文化財保護基金に関する事。

十一 国宝その他の重要文化財の統計、調査の資料及び結果の収集、
編さんに関する事。

(職員)

第十七 委員会の事務局に事務局長その他所要の職員を置く。

2 事務局長は、委員会の命を受けて、事務局の事務を掌理し、所
属職員を指揮監督する。

3 事務局に置かれる職員の人事に関しては、国家公務員法（昭和
二十二年法律第二百十号）に従って処理しなければならない。

第三節 委員会の付属機関

(付属機関)

第十八 委員会に、左の付属機関を置く。

重要文化財専門審議会

重要文化財研究所

国立博物館

(審議会)

第十九 重要文化財専門審議会（以下審議会という。）は委員会の諮
問に应じて、重要文化財及び国宝の指定並びに保護について調査審
議する機関とする。

2 審議会は、必要と認めるときは、前項に掲げる事項について委
員会その他関係行政庁に建議することができる。

(組織)

第二十 審議会は、専門員〇〇人をもって組織する。

2 専門員は、学術または芸術に関し、高い専門的知識又は技術を
有する者の中から、委員会の議を経て委員長が任命する。

3 専門員は、国家公務員法に基づく非常勤の職員とする。

4 第十の規定は、専門員に準用する。

(任期)

第二十一 専門員の任期は、四年とする。但し、補欠の専門員は、前
任者の残任期間在任とする。

2 専門員は、再任することができる。

(罷免)

第二十二 委員長は、専門員が心身の故障のため職務の執行ができな
いと認める場合又は専門員に職務上の義務違反その他専門員たるに
適しない飛行があると認める場合においては、専門員の議を経て、
罷免することができる。

(会長及び副会長)

第二十三 審議会に会長及び副会長各一人を置き、専門員の互選に基
づき委員長がこれを任命する。

2 会長及び副会長の任期は二年とする。但し、補欠の会長及び副
会長は、前任者の残任期間在任とする。

3 会長及び副会長は、再任することができる。

4 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を助け、会長に事故あるとき又は会長が欠けた
ときは、その職務を行う。

(会議)

第二十四 審議会は、会長が招集する。〇人以上の専門員から請求が
あるときは、会長は、審議会を招集しなければならない。

2 審議会は、〇人以上の専門員の出席がなければ会議を開くこと
ができない。

3 審議会の議事は、出席専門員の過半数で決し、可否同数のとき
は、会長の決するところによる。

(分科会)

第二十五 審議会は、必要と認めるときは、専門別に分科会を置くことができる。

2 審議会は、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(研究所)

第二十六 重要文化財研究所（以下研究所という。）は、国宝その他の重要文化財に関する調査研究を行う機関とする。

2 研究所は、東京都に置く。

3 研究所に支所を置くことができる。

(組織)

第二十七 研究所に、所長、研究員その他所要の職員を置く。

2 所長は、委員長の命を受けて、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 研究員は、所長の監督のもとに調査研究を行う。

4 第十七第三項の規定は、研究所に置かれる職員に準用する。

(国立博物館)

第二十八 国立博物館は、国宝、重要文化財その他の美術品および歴史資料を公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する事業を行う機関とする。

2 国立博物館は、東京都に置く。

3 国立博物館に奈良分館を置く。

(組織)

第二十九 国立博物館に、館長、分館長その他所要の職員を置く。

2 館長は、委員長の命を受けて、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 分館長は、館長の指揮を受け奈良分館の館務をつかさどり、その所属職員を指揮監督する。

4 第十七、第三項の規定は、国立博物館に置かれる職員に準用する。

第四節 委員会の権限の委任

(権限の委任)

第三十 委員会は、必要と認めるときは、その権限の一部を都道府県の教育委員会に委任することができる。但し、第三十一、第三十二、第三十五、第五十及び第五十三、第二項に規定する権限については、この限りではない。

2 委員会は、前項の規定による委任をしたときは、委任事務について、その教育委員会を指揮監督する。

第三章 重要文化財の保護措置

第一節 指定

(重要文化財の指定)

第三十一 重要文化財は、審議会の議を経て、委員会が指定する。

(国宝の指定)

第三十 国宝は、重要文化財の中から、審議会の議を経て、委員会が指定する。

(指定の基準)

第三十三 委員会は、委員会規則で、前二条の規定による指定の基準を定めて公表しなければならない。

(指定の告示等)

第三十四 重要文化財または国宝の指定をしたときは、委員会は、その指定番号、種別、名称、所在地、所有者、員数、作者、伝来又は沿革その他参考となるべき事項を、官報をもって告示し、且つ、管理責任者に通知しなければならない。

(指定の解除)

第三十五 重要文化財または国宝が滅失し、その他重要文化財または国宝としての保護を必要としなくなった場合は、委員会は、重要文化財または国宝の指定を解除する。

2 前項の規定により、指定を解除したときは、委員会は、その指定番号、種別、名称及び解除の理由を、官報をもって告示し、且つ、管理責任者に通知しなければならない。

第二節 保護

第一款 保存

(管理責任者)

第三十六 重要文化財(国宝を含む。以下特記しない限りこれに同じ。)の所有者が、個人であるときは、その者をもって、法人であるときは、その代表者をもって管理責任者とする。但し、共有にかかるときその他特別の事情があるときは、委員会の許可を得て、別に管理責任者を定めることができる。

2 国の所有に属する重要文化財については、その主管の衆議院長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、又は会計監査院長をもって管理責任者とする。

3 重要文化財であつて、所有を認めることのできないものについては、その所有地の都道府県知事をもって管理責任者とする。

4 前二項の場合において、必要と認めるときは、委員会は、関係官公署と協議の上、別に管理責任者を定めることができる。

(管理責任者の義務)

第三十七 管理責任者は、この法律に別段の定めがある場合のほか、重要文化財につき、その保存の責に任じなければならない。

2 管理責任者は、重要文化財が破損し、滅失し、衰亡し若しくは著しく減少し又はその虞れがあるときは、すみやかに、これを委員会に報告しなければならない。

(管理方法の改善勧告等)

第三十八 委員会は、重要文化財の保存につき必要と認めるときは、管理責任者に対して管理方法の改善に関し必要な勧告をし、又は命令をすることができる。

(破損の防止勧告等)

第三十九 委員会は、重要文化財について、破損し、滅失し、衰亡し又は著しく減少する虞れがあるときは、管理責任者に対して、その防止措置に関し必要な勧告をし、又は命令をすることができる。

2 前項の命令に応じない場合又は急を要する場合には、委員会が、管理責任者に代わつて前項の措置を講じ、その費用の全部または一部をその者から徴収することができる。

3 前項の場合においては、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第三条から第七条までの規定を準用する。

(原状回復の勧告等)

第四十 重要文化財が破損し、その現状を回復する必要がある場合には、委員会は、管理責任者に対して、その修理について必要な勧告をし、又は命令をすることができる。

2 前項の場合において、委員会は、適当と認めるときには、管理責任者に代わつて、自ら修理し、その費用の全部又は一部をその者から徴収することができる。

3 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(現象の防止勧告等)

第四十一 委員会は、重要文化財が著しく減少したときは、管理責任者に対して、その防止措置に関し必要な勧告をし、又は命令をすることができる。

2 第三十九、第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(管理の委託)

第四十二 重要文化財の管理責任者は、委員会規則の定めるところにより、委員会に対し管理を委託することができる。

2 委員会は、重要文化財の保存につき、必要と認めるときは、管理責任者に対して、委員会にその管理を委託すべき旨の勧告をし、又は命令をすることができる。

3 前二項の規定により、管理の委託があつた場合には、委員会は、その重要文化財の保存の責に応じなければならない。

第二款 助成
(保存費の助成)

第四十三 重要文化財の保存については、管理責任者に対して、毎年これに必要な経費の一部として国庫より補助金を交付することができる。

(破損防止等の費用の助成)

第四十四 重要文化財について、第三十九又は第四十一の規定により防止措置に関して勧告をし又は命令した場合においては、管理責任者に対して、その措置を講ずるために必要な経費の一部または全部として国庫より助成金を交付することができる。第四十の規定により修理について勧告をし又は命令をした場合も同様とする。

(技術維持のための助成等)

第四十五 重要文化財であつて、工芸技術、演劇、音楽又は習俗その他の無形の所産であるものの維持保存について必要と認めるときは、技術者その他これに従事する者に対して、その維持保存に要する経費の一部として国庫より補助金を交付することができる。

2 前項の重要文化財が衰亡する虞れがあるときは、技術者その他これに従事する者の指導要請について、また前項と同様とする。

(補助金支給基準)

第四十六 前三条に規定する補助金は、委員会規則で定めた支給基準によりこれを交付するものとする。

2 前項の補助金を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(その他の助成)

第四十七 委員会は、重要文化財の保存又は修理について、必要と認めるときは、施設、設備、資材、技術等の提供若しくはあつ旋又は環境の調整保全その他適当な助成措置を講ずることができる。

第三款 制限及び禁止

(制限又は禁止地域)

第四十八 委員会は、重要文化財の保存のため必要と認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

2 国は、前項の規定による制限又は禁止によって、損害を受けたものに対しては、その通常生ずべき損害を補償する。

3 前項の規定による補償金額は、委員会が決定する。この決定に對して不服のある者は、委員会を被告として、訴をもつてその増額を請求することができる。但し、決定の通知を受けた日から三箇月を経過したときは、この限りでない。

4 委員会が第一項に規定する権限を都道府県の教育委員会に委任した場合においては、第二項の規定による補償金額はその教育委員会が決定する。

この決定に不服のある者は、委員会に訴願することができる。その裁決に不服のある者は、委員会を被告として、訴をもつてその増額を請求することができる。但し、採決の通知を受けた日から三箇月を経過したときは、この限りではない。

(防火対象物としての特例)

第四十九 消防長又は消防署長が、重要文化財であつて消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の規定する防火対象物であるものについて、同法第五条の規定による命令をする場合には、委員会と協議しなければならない。

(輸出の禁止)

第五十 重要文化財は、輸出することができない。但し、委員会が審議会の議を経て国際的文化交流の必要上その他これに準ずる事由によつて許可した場合は、この限りではない。

(処分等の制限)

第五十一 重要文化財を処分し、担保に供し、又は差し押さえるときは、委員会の許可を受けなければならない。その許可を受けない場合は、これを無効とする。

2 委員会は、前項の規定により担保に供し、又は差押を許した場合においては、新たに管理責任者を定めなければならない。

(現状変更等の制限)

第五十二 重要文化財の現状を変更し、修理し、その他その保存に影響を及ぼすべき行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。委員会は、その許可に条件を付することができる。

第四款 買上

(買上)

第五十三 重要文化財の所有者は、国に対してその買取方を請求することができる。

2 委員会は、前項の請求があつた重要文化財が国の所有に属せしめることを相当と認めるときは、審議会の議を経て、適当な価格をもつてこれを買上げることができる。

第三節 活用

(出陳)

第五十四 委員会は、国民の教養を高め、又は學術研究に資するため、その他相当な理由があるときは、重要文化財の所有者に対して、一年以内の期間を限つて、これを国立博物館その他の施設に出陳すべき旨の勧告をし、又は命令をすることができる。

2 前項に規定する出陳の期間は、一年以内の期間を限つて更新することができる。但し、引き続き三年を越えることはできない。

3 前二項の規定により、重要文化財を出陳した場合においては、委員会は、その保存の責は任じなければならない。

(公開)

第五十五 委員会は、国民の教養を高め、又は學術研究に資するため、その他相当な理由があるときは、重要文化財の管理責任者に対して、三箇月以内の期間を限つて、これを公開すべき旨の勧告をし、又命令をすることができる。

(費用の国庫負担)

第五十六 前二条の規定による出陳または公開のために要する費用は、委員会規則の定める基準によりその全部又は一部を国庫において負担する。

(損害補償)

第五十七 第五十四及び第五十五の規定により出陳または公開することと起因して、その重要文化財の所有者又は管理責任者が損害を受けた場合においては、国がこれを補償する。但し、その所有者若しくは、管理責任者の責に帰すべき理由があるとき又は不可抗力によるものであるときは、補償せず、又は減額することができる。

2 前項の規定による補償については、第四十八、第三項及び第四項の規定を準用する。

(模造)

第五十八 重要文化財については、原形の保存、制作技術又は材料の調査研究のため、委員会の許可を受けて、これを模造することができる。

2 委員会は、必要と認めるときは、みずから前項に規定する模造をすることができる。

(補助金)

第五十九 第五十四、第五十五及び前条第一項の規定により出陳、公開、又は模造をした場合において、必要と認めるときは、国庫より補助金を交付することができる。

2 第四十六の規定は、前項の補助金について準用する。

(実地調査)

第六十 委員会は、重要文化財の保存のための必要があるときは、所有者又は管理責任者その他の関係人に対して報告の提出を命じ、又は実地調査をすることができる。

2 重要文化財としての指定若しくはその解除又は重要文化財の実体の研究のため必要があるときもまた前項と同様とする。

3 実地調査の場合においては、所有者、管理責任者その他関係人は、これに協力しなければならない。

(実地調査の通知等)

第六十一 委員会は、実地調査をする場合には、所有者、管理責任者その他関係人に対して、あらかじめその旨を通知し、且つ、その調査にあたる者にその身分を示す証票を携帯させなければならない。その証票は関係人の請求により、これを示さなければならない。

(実地調査の方法)

第六十二 実地調査においては、重要文化財の所在地及び隣接地に立ち入り、土地の発掘障害物の除去その他の目的のため必要な行為を

することができる。但し、個人の住居には、関係人の承諾がなければ立ち入ることができない。

実地調査によつて生じた損害は、第四十八、第二項から第四項までの規定を準用する。

(公務所への照会)

第六十三 委員会は、重要文化財の指定若しくはその解除又は保存に関する調査のため、公務所に照会して必要な報告を求めることができる。

第四節 補則

(勧告、命令及び聴聞)

第六十四 この章中委員会が一定の行為につき、勧告をし又は命令をすることができる旨規定してある場合においては、委員会は、まずその行為を勧告し、これに対して正当な理由がなくて応じないときに限り、命令することができる。

2 委員会は、前項の規定により命令をしようとするときは、管理責任者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3 委員会は、命令の内容並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、管理責任者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 管理責任者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、聴聞を行わないことができる。

(教育委員会の準用)

第六十五 委員会が前条第一項に規定する権限を都道府県の教育委員会に委任した場合には、前条の規定は、その教育委員会に準用する。

2 前項の場合において、その教育委員会の命令に不服のある者は、委員会に訴願することができる。

第四章 財政上の特例

(予算)

第六十六 委員会は、毎会計年度の開始前に、次の会計年度においてその必要とする経費を、国の予算に計上されるように、書面をもって、文部大臣に要求しなければならない。

2 前項の要求書には、この法律を完全に実施するために必要な経費が計上されていなければならない。

3 文部大臣が委員会の経費の要求を減額しようとする場合においては、委員会の意見を求めなければならない。

(重要文化財保護基金)

第六十七 重要文化財の保護のためにする助成又は買上の資金にあつては、国又は都道府県に重要文化財保護基金（以下保護基金という。）を設置することができる。

2 保護基金は特別会計とし、特定の資金を保有してその運用を行うものとする。

3 国に設置された保護基金は、委員会が管理する。

4 前三項に規定するもののほか、保護基金について必要な事項は、別に法律をもって定める。

(国庫支出金の前金払等)

第六十八 この法律の規定により国庫が負担すべき費用又は補助金については、政令の定めるところにより、前金払又は概算払をすることができる。

(免税)

第六十九 重要文化財の所有者が、重要文化財を国、都道府県、市町村その他命令で定める公共団体又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人に譲渡する場合には、その譲渡による所得について所得税又は法人税を課さない。

2 重要文化財を相続し、又は民法第三十四条の規定により設立した法人に対し贈与した場合においては、その価格を相続税又は贈与税についての課税価格に算入しない。

3 重要文化財については、地方税を課することができない。

第五章 罰則

(国宝損壊罪等)

第七十 国宝を損壊し、き棄し、又は隠匿したものは、五年以下の懲役もしくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

2 委員会の許可を受けないで、国宝以外の重要文化財を輸出した者は、三年以下の懲役もしくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

(国宝不法処分罪等)

第七十二 委員会の許可を受けないで、国宝を処分し、又は担保に供した者は、三年以下の懲役もしくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

2 委員会の許可を受けないで、国宝以外の重要文化財を処分し、又は担保に供した者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

(重過失国宝損壊等)

第七十三 重大な過失により重要文化財を損壊し、又はき棄した者は、一万円以下の科料に処する。

(現状不法変更等)

第七十四 委員会の許可を受けず、又はその許可の条件に違反して重要文化財の現状を変更し、修理し、その他その保存に影響を及ぼすべき行為をした者は、一万円以下の過料に処する。委員会の許可を受けずして、模造した者もまた同様とする。

(制限又は禁止違反)

第七十五 第四十八、第一項の規定による制限又は禁止に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

2 管理責任者が正当な理由がなくて、この法律の規定による委員会の命令に応じないときも前項と同様とする。

(報告怠)

第七十六 この法律の規定による報告を怠った者は、五千円以下の過料に処する。

付則

(施行期日)

第七十七 この法律は公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(法律の廃止)

第七十八 国宝保存法(昭和四年法律第十七号)、国宝保存会管制(昭和四年勅令第二百十一号)、重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)及び史蹟名勝天然記念物保存法(大正八年法律第四十四号)は、廃止する。

(国宝保存法の効力に関する経過規定)

第七十九 この法律施行前国宝保存法第一条の規定により国宝に指定されたもの(同法第十一条第一項の規定により解除されたものを除く)は、その指定のあった日の順序に従って、この法律の規定によりこの法律施行の日に重要文化財として指定されたものとみなす。

2 この法律施行前同法第三条又は第四条の規定による許可を受けたものは、第五十又は第五十二の規定の適用については、同条に規定する許可を受けたものとみなす。

3 この法律施行前の同法の規定による国宝の所有者の変更及び国宝の滅失又は損については同法第六条、この法律施行前の同法の

規定による国宝の出陳については同法第七条から第十条まで、並びに同法の規定により予算額をもって交付された補助金については同法第十五条の後段の規定は、なおその効力を有する。この場合において同法第六条及び第九条中「主務大臣」とあるのは、「重要文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

4 この法律施行前にした行為に対する同法の罰則適用については、なお従前の例による。

(重要美術品等の保護に関する法律の効力に関する経過規定)

第八十 この法律施行の際現に重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定により認定されている物件に対する同法の適用については、この法律施行の日から二年間は、なお従前の例による。この場合において、同法中「国宝」とあるのは「重要文化財」と、「主務大臣」とあるのは、「重要文化財保護委員会」と、「国宝保存法第一条」とあるのは、「重要文化財保護法第三十一条」と読み替えるものとする。

2 この法律施行前にした行為に対する同法の罰則の適用については、なお従前の例による。

(史蹟名勝天然記念物保存法の効力に関する経過規定)

第八十一 この法律施行の際現に史蹟名勝天然記念物保存法第一条の規定による指定又は仮指定されているものに対する同法の適用については、この法律施行の日から二年間はなお従前の例による。但し、同法第一条第一項及び第二条の規定はこの限りでない。

2 前項の場合において同法中「主務大臣」又は「地方長官」とあるのは、「重要文化財保護委員会又ハ其ノ権限ノ委任ヲ受ケタル都道府県ノ教育委員会」と読み替えるものとする。

3 この法律施行前にした行為に対する同法の罰則の適用については、なお従前の例による。

(最初の委員の任命の特例)

第八十二 委員会の最初の委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散の場合には、第七、第二項の規定にかかわらず、両議院の同意を要しない。

2 文部大臣は、前項の規定により任命した委員については、その後最初に召集された国会において両議院の承認を求めなければならない。その承認が得られないときは、その委員を罷免しなければならない。

(文部省設置法の一部改正)

第八十三 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。目的中「第三章 職員(第二十九条、第三十条条)」を「第三章 外局(第二十八条の二、第二十八条の三)、第四章 職員(第二十九条、第三十条)」に改める。

第二条第一項第二号中「重要美術品、史跡名勝天然記念物」を「重要文化財」に改める。

同条第三項中「出版」を「国宝、重要文化財、出版」に改める。

第十条第九号中「国宝、重要美術品、史跡名勝天然記念物、その他の文化財」を「文化財(国宝その他の重要文化財を除く。)」に改める。

第十三条中「国立博物館」を削る。

第十四条第一項中「国立博物館」を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第二十四条左表中国宝保存会、重要美術品等調査審議会及び史蹟名勝天然記念物調査会の項を削る。

第三章を第四章とし第二十八条の次に次の一章を加える。

第三章 外局

(外局の設置)

第二十八条の二 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて文部省に置かれる外局は、左のとおりとする。

重要文化財保護委員会

(重要文化財保護委員会)

第二十八の三 重要文化財保護委員会の組織、所掌事務及び権限は、重要文化財保護法(昭和二十四年法律第 号)の定めるところによる。

(行政機関職員定員法の一部改正)

第八十四 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「

| | | |
|-----|----|-----------------------|
| 文部省 | 本省 | 六三〇九〇人 |
| 計 | 人 | うち六〇、九四〇人は国立学校の職員とする。 |

」を

| | | |
|-----|----|-------------|
| 文部省 | 本省 | 人 |
| 計 | 人 | 国立学校の職員とする。 |

」に

改める。

(従前の国立博物館)

第八十五 従前の国立博物館は、この法律に基づく国立博物館となる。

2 従前の国立博物館の職員は、別に辞令を発せられないときは、この法律に基づく国立博物館の職員となり、従前と同一の待遇を受ける。

(国有財産法の一部改正)

第八十六 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「国宝」の下に「その他の重要文化財」を加える。

(家屋台帳法の一部改正)

第八十七 家屋台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「国宝保存法」を「重要文化財保護法」に、「国宝」を「国宝、重要文化財」に改め、次の但書を加える。

但し、史跡又は名勝として指定されたものについては、重要文化財保護法施行の日から二年以内に限る。

(地方税法の一部改正)

第八十八 地方税法(昭和二十二年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「国宝」を「国宝、重要文化財」に改め、次の但書を加える。

但し、史跡又は名勝として指定されたものについては、重要文化財保護法(昭和二十四年法律第 号)施行の日から二年以内に限る。

(屋外広告物法の一部改正)

第八十九 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号に次の但書を加える。

但し、重要文化財保護法(昭和二十四年法律第 号)施行の日から二年以内に限る。

同項第四号中「国宝保存法(昭和二十四年法律第 号)施行の日から二年以内に限る。

同項第四号中「国宝保存法(昭和四年法律第十七号)第一条の規定により」を「重要文化財保護法の規定により国宝又は重要文化財として」に改める。

二、宇野茂樹氏による書き込みと、国からの意見聴取の可能性について

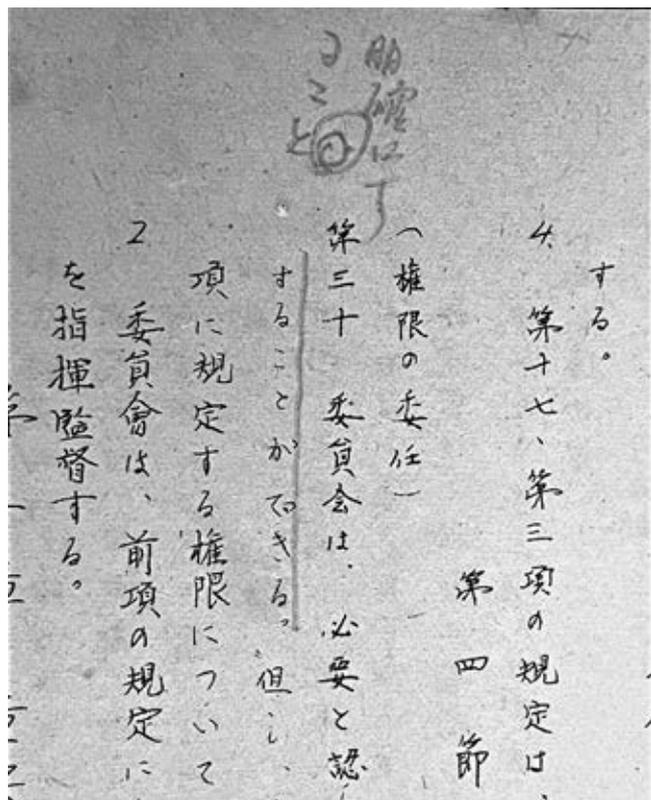
ガリ版刷りで印刷された条文案の内容については前節の通りであるが、実は琵琶湖文化館所蔵本には他にないオリジナルの情報が存在する。

ひとつは、表紙に捺された朱文円印で、印文は篆書二行二文字で「宇野」と読める。この印章は、滋賀県文化財保護課の初代美術工芸品担当技師にして文化館初代学芸員を兼ねていた宇野茂樹氏が所持し、職場で常用していた認印である。その印影は県所有公文書や文化館所蔵の書類に頻繁に認められる。また筆者自身が前任の栗東歴史民俗博物館学芸員時代に、同館の館長であった宇野氏が決裁印としてこれと同じ印章を押印されていた姿を、実際に視認している。

それゆえ、本資料は宇野茂樹氏が受領し公務使用していた公文書で、勤務館であった琵琶湖文化館に参考資料として存置し引継ぎされたものの、その後他の図書類に紛れて整理されなまま今日に至ったものと推測されよう。

宇野氏が誰から本資料を受領したかについては、送付文や封筒などが伴わないため明らかにはできない。ただし、本文の六か所に鉛筆書きによる書き込みが存在し、その内容はいかなる目的で本資料が宇野氏のもとへ発出されたのかについて考える手掛かりとなる。

書き込みのいか所目は、法案第一六条にある。条文前の見出し「(管理部の事務)」の直下に「調査」「修理」「管理」と横並びに列記し、山括弧記号で括っている。また第一六条の一の条文の直上に「調」、第一六条の二および三の条文の上に括弧書きで「管」と書き入れる。書き込み者は、文化財保護委員会管理部の職掌事務のうち指定や解除を「調査」、「管理」、都道府県への権限委任を「管理」と分類していたことがわかる。また、第一六条の条文案が列記される上部に横書き九文字で「技術官を優遇する。」と記入される。賛意を示しているように見受けられる。



【図3】第三〇条に鉛筆で記された、宇野茂樹氏による傍線と書き込み

二か所目は第三〇条（権限の委任）にある。条文中「その権限の一部を都道府県の教育委員会に委任することができる。」の部分に傍線を引き、条文の上部に二重丸を書いて強調するとともに、「明確にすること」と書き入れている。都道府県への権限委任について案文では「委任することができる」という「できる」規定で示されているが、書き込み者としてはもっと明確な規定が望ましいと考えたのであろう。

三か所目から五か所目は第三一条（重要文化財の指定）、第三二条（国宝の指定）、第三五条（指定の解除）で、いずれも条文の直上にチェックマーク（レ）が示され確認の意が示されている。

六か所目は第六九条（免税）の条文上に四行二一字にわたって書き込まれる。読みづらい箇所があるが、「シアアップ勧告があっても除外例をもうけるもの」と釈読したい。コメントが対象とする内容は、重要文化

財の公共団体等への譲渡および相続にかかる免税規定案である⁵⁾。

以上の書き込みが誰の筆跡なのか問われるが、これは宇野茂樹氏の自筆に間違いない。文化館所蔵の『芸芸日誌』等に遺された筆跡と比較しても明らかだが、強い筆圧で書かれ、角度鋭く粘りある字形に特徴があらわれている。まさしく筆者も熟知する、宇野氏独特の手跡である。

すなわち、本資料の書き込みはすべて、文化館初代学芸員であった宇野茂樹氏によるものと考えられる。さらに、「明確にすること」などというような強い語調の書き込みが見受けられる内容にも注目させられる。それも、参考までに送付された資料にただ個人的な「感想」をメモしたということではなく、外部へ「意見」を述べるためのメモ書きである印象が強い。つまり宇野氏は誰かから「意見」を求められたのであろう。

宇野氏に「意見」を求めたのが何者かについて、示唆する情報がある。『文化財保護法五十年史』に、昭和二十四年（一九四九）一〇月一三日、参議院文部委員会において参議院事務局および同院法制局から「文化財保護法案修正要綱」の説明が行われたことが述べられている。それは昭和二十四年五月二二日に参議院本会議で可決され、衆議院へ送付されたものの翌日同院で審議未了とされた最初の「文化財保護法案」の内容に対して、各方面から寄せられた批判、助言、意見、請願などを踏まえ、それらの意見等の中から文部省社会教育局文化財保存課、京都府・奈良県教育委員会、日本学術会議、各新聞等からの意見及び衆議院の「重要文化財保護法案要綱」を参考として作成されたものである。⁶⁾ という経緯が指摘された情報である。

ここでは参議院作成の「文化財保護法案修正要綱」が少なくとも京都府と奈良県の教育委員会に開示され、地方の立場から「意見」を聴取されたことが明らかとされている。滋賀県については指摘がないが、京都府・奈良県に次ぐ国宝・重要文化財の集中県であり当時数少なかった文化財専門技師が両府県と並び配属されていたことから、参議院から滋賀

県に対しても同様の意見聴取があった可能性はあるだろう。

さらに具体的に、国から地方への意見聴取を傍証する可能性を示すが、文化館所蔵の「重要文化財保護法案要綱」である。当該資料は昭和二四年九月二六日に衆議院法制局が作成した試案で、滋賀県教育委員会に所属する文化財技師の宇野茂樹氏が受領し、「意見」の書き込みを行っていた。宇野氏が故人となられた今、経緯を確かめることの叶わないのが残念だが、衆議院からも地方へ、短期間ながら意見聴取が行われた可能性があるのではなからうか。本資料は現行の文化財保護法が制定された経緯の一端を垣間見せてくれるという点においても、興味深い存在である。

まとめ

琵琶湖文化館における図書、および二次資料にかかる整理調査の過程で見いだされた、ガリ版刷りの印刷物「重要文化財保護法案要綱」について紹介し、内容の翻刻を行うとともに若干の考察を加えた。

資料は昭和二四年（一九四九）九月二十六日付けで衆議院法制局が作成した「重要文化財保護法案」の試案であり、名称に「要綱」とされているが要約等ではなく、法律の案文の全体を示したものである。

当該資料は他に、川崎市立日本民家園所蔵の「大岡實博士文庫書類資料」の中にも含まれていることが知られているが、これまで翻刻が行われておらず、条文の具体的な内容を知ることができなかった。今回は全文を翻刻して、大方の利用に供した。

さらに、文化館所蔵本オリジナルの特徴として、琵琶湖文化館初代学芸員であった宇野茂樹氏による鉛筆書きの書き込みが存在するので、その内容を紹介するとともに、書き込みが持つ意味についても考察した。

その結論は、宇野氏の書き込みが法律案に対しての「意見」のメモ書

きであり、背景には、国が滋賀県を含む地方の専門家に対して法案にかかる意見を聴取した形跡が認められるのではないかと、ということである。

今回、公益財団法人滋賀県文化財保護協会の嘱託員として琵琶湖文化館に配属されていた北畑良太が当該資料を発見したことにより、現行の文化財保護法制定にかかる具体的な道程を知る手掛かりの一つが得られた。文化財保護法が山本勇造（有三）ら参議院議員の発議による議員立法であることは周知の事実だが、詳細については未知の点も多い。今後、文化財保護史の研究に活用されていくことを期待して、稿を閉じる。

（いのうえ まさる・滋賀県文化スポーツ部文化財保護課長補佐兼

滋賀県立琵琶湖文化館副館長）

（きたばた りょうた・独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所

都城発掘調査部（飛鳥・藤原）考古第一研究室 技術補佐員）

註

（1） 境野飛鳥・斎藤英俊・大和智・平賀あまな「GHQ／SCAP文書内の文化財保護法草案・法案の分析・考察―文化財保護法の成立過程に関する研究 その1―」（『日本建築学計画系論文集』第七五巻第六四七号、二〇一〇）二五四頁、表1の欄外にも、「*4『重要文化財保護法案要綱』は名称に要綱とあるが、内容は衆議院の草案である。」と指摘されている。

（2） 境野飛鳥・斎藤英俊・大和智・平賀あまな「GHQ／SCAP文書内の文化財保護法草案・法案の分析・考察―文化財保護法の成立過程に関する研究 その1―」（前掲）二五四頁

（3） 境野飛鳥・斎藤英俊・大和智・平賀あまな「GHQ／SCAP文書内の文化財保護法草案・法案の分析・考察―文化財保護法の成立過程に関する研究 その1―」（前掲）二五四頁

同論文の説明によると、

川崎市立日本民家園所蔵の『大岡實博士文庫書類資料』は、大岡實博士が所蔵していた、蔵書、写真、図面、書類、書簡等から成る資料である。大岡實博士は戦後、国宝保存法や重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の改正が検討されていた際、国立博物館保存修理課長を務めており、『大岡實博士文庫書類資料』には、『GHQ/SCAP文書』に所収されていない草案・法案も存在する。

とされている。

- (4) 宇野茂樹氏は、昭和二三年（一九四八）三月に滋賀県重要美術品等調査事務取扱（非常勤）に嘱託されたのち、同年一二月に滋賀県技術吏員として正式に採用され技師に補された。滋賀県において初めて着任した、美術工芸品担当の文化財専門技師である。また、同時に滋賀県立産業文化館（琵琶湖文化館の前身である、滋賀県初の公立博物館）勤務を命じられていて、同館において文化財行政事務と博物館学芸業務の両方を管掌した。さらに昭和二八年（一九五三）一〇月、博物館法第六条の規定による学芸員の講習において所定科目を習得し、文部省から人文科学学芸員の資格を得た。すなわち、博物館法による県内第一号の学芸員となっている。昭和三〇年（一九五五）九月、滋賀県立産業文化館文化係長となり、昭和三六年（一九六一）四月には新設の滋賀県立琵琶湖文化館勤務を命じられて、学芸員に補せられた。琵琶湖文化館の初代学芸員として活躍されたが、昭和四〇年（一九六五）四月に滋賀県立短期大学教授に転任し、博物館の現場を離れられた。（以上は宇野茂樹編『近江の美術と民俗』（一九九四、思文閣出版）三二五頁所有の「年譜」による。）
- (5) 文化財の所有者に対する税の減免は、日本政府と議院側が強く主張するところであったが、GHQの理解を得ることができず文化財保護法に盛り込むことができなかった。『文化財保護法五十年史』（二〇〇一、ぎょうせい）二七頁に「当初から大きな問題であった文化財に関する減免税は、連合国総司令部の了解を得ることができず、結局、富裕税（富裕税法）と固定資産税（地

方税法）についてのみ一定限度非課税とする規定が置かれるにとどまった。」と指摘されている通りである。宇野氏が書き込みで、背景にあったシャウブ勧告についてわざわざ触れているのも、文化財保護法の制定にあたり大きな争点となっていたことを示している。

- (6) 『文化財保護法五十年史』（二〇〇一、ぎょうせい）二五頁

* 本稿は北畑良太が翻刻を担当し、井上優が解説と考察部分を担当して内容を統合・調整する形で、分担執筆しました。

調査・執筆にあたり、公益財団法人滋賀県文化財保護協会の志村恵子氏（琵琶湖文化館担当主幹）の全面的な協力を得ました。参考文献については、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課技師（建造物第二係）の佐々木悠貴氏から教示と提供を受けました。

また、琵琶湖文化館の田澤梓氏、萬年香奈子氏には原稿の編集・校正等の一切において、格別のお骨折りをいただきました。

* 本資料については、本稿での紹介に先立ち、滋賀県立公文書館における第一六回企画展「湖国の宝が歩んできた道〜文化財の危機と保護〜」（会期：令和六年九月三〇日〜令和七年一月二三日）で展示公開しました。

展示公開については、主担当者である滋賀県立公文書館の稲田琴美氏をはじめ、吉田忠副館長、大月英雄氏、杉原悠三氏、栗路静夫氏のお世話になりました。それぞれの関係者に対して、深甚の謝意を表します。

滋賀県立琵琶湖文化館

研究紀要 第四十一号

発行 令和七年三月

編集発行 滋賀県立琵琶湖文化館

印刷 大津紙業写真印刷株式会社